

地域共同で里山の保全活動をはじめましょう

～一関市里山森林保全活動推進事業の概要～

一関市では、里山の保全管理や再生のため、地域住民が行う里山の整備に必要な取組に補助金を交付します。

1 対象となる里山は？

森林経営計画が策定されていない森林で、次のいずれかの区域に該当する里山です。

- (1) 住宅地、集落又はこれらの周辺の地域にある樹林、農地、湿地などが一体となって健全な自然環境を構成している区域
- (2) 住宅地、集落又は農地に隣接した森林の様相を呈している区域

2 補助金の対象者は？

地域住民で構成される地域団体又は森林所有者で構成する団体、その他これらに類する団体で、次のいずれにも該当する団体が対象になります。

- (1) 地域団体にあっては、里山又は里山に隣接する地域の居住者5名以上で構成されていること
- (2) 規約又は定款が定められていること
- (3) 森林所有者などから事業実施について同意を得ていること
- (4) 3年以上継続して事業を行う意思があること

3 対象となる事業は？

区分	対象経費	補助金の額
活動推進事業	里山の保全活動を推進するため に要する経費に対して支援しま す。	150,000円以内。ただし、補 助金の交付を受けて事業を実施 する「初年度」に限ります。
里山整備事業	里山の森林又は竹林の下刈り、 枝打ち、支障木の伐採及び作業 道などの整備に要する経費に対 して支援します。	①森林の場合 1ha当たり 160,000円以内 ②竹林の場合 1ha当たり 380,000円以内

4 安全を確保するために

チェーンソーや刈払機などを使用し事業実施する際は、傷害保険への加入や防護服の着用のほか、労働衛生安全法による操作研修を修了した方を配置、又は林業事業者に委託するなど、安全を確保していただきます。

【お問い合わせ先】

一関市農地林務課林業振興係 担当 菅原（☎21-8195（直通））までお問い合わせください。